

二宮町東京大学果樹園跡地貸付（農業者限定土地貸し）の募集について（案）

1. 目的

二宮町では、東京大学二宮果樹園跡地の貸付について、将来的な土地利用が実施されるまでの間、適正な維持管理及び町の財源確保のため、また、公有地の有効活用・地場産業の活性化を図ることを目的に、下記に示す町有地を農地として利用することを限定し、農業者に貸付を実施する。

2. 貸付する町有地の所在地

所在・地番	貸付面積	備考
中郡二宮町中里字諏訪脇 503 番 1 外	4, 298. 67 m ²	

3. 貸付期間

平成26年9月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、事業期間満了前でも二宮町が公共用に供するための必要が生じたときは、返還するものとする。また、事業期間満了後、双方協議の上、期間を延長することができるものとする。

4. 貸付条件

- (1) 農地として利用するものとする。また、生産品については販売することを認める。
- (2) 町の特産物と認められる農作物（玉ねぎ、湘南レッド等）もしくは果樹（オリーブ、みかん、湘南ゴールド等）を栽培するものとする。
- (3) 町内で営農を行う資格を有しており、既に町の特産品と認められる農作物や果樹の栽培、生産、販売の実績があり、貸付を行う土地においても同種の農作物や果樹を栽培する者とする。
- (4) 建築物及び工作物等は設置しないものとする。
- (5) 周辺の農地利用に支障を及ぼすような利用をしないこと。
- (6) 除草、ごみ等の収集処分を適宜行い、適正な維持管理に努めるものとする。
- (7) 現状での引渡しとし、農地としての整備は借主が行うものとする。
- (8) 貸付料は、年額12円/m²以上とする。なお、貸付料は、年額（ただし、使用期間が1年に満たない場合は、日割り計算）を一括して先払いするものとする。
- (9) 農地法、都市計画法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守すること。
- (10) 近隣住民の迷惑とならないよう、十分配慮し、土地利用に伴う一切の責任を負うものとする。
- (11) 国税又は地方税を滞納していない者とする。
- (12) 貸付条件や賃貸借契約等に定めのある義務を履行しない場合には、契約を解除することがある。この場合、原状回復し返却するものとする。

5. 応募方法

当該土地の貸付を受けようとする者は、営農計画書を平成26年6月27日までに二宮町役場政策部企画政策課まで提出するものとする。

6. 審査方法

(1) 審査委員

審査委員は二宮町東京大学果樹園跡地（土地貸し）事業者審査委員会が行う。

(2) 一次審査

一次審査は提出された営農計画書の内容に不備が無いことを事務局にて確認を行うものとする。

(3) 二次審査

二次審査は、審査員による面接によって選考する。

(ア) 対象者

一次審査により資格を有すると認められた者を対象者として二次審査を実施する。

(イ) 実施予定日

平成26年7月10日（木）予定

(ウ) 場所

二宮町役場 公室

(エ) 面接内容

応募者より営農計画書の内容について説明を行い、審査委員による質疑応答を行う。

(4) 最優秀応募者の特定

審査委員会が、提出書類及び面接内容を総合的に審査し、最優秀応募者を特定する。

審査については非公開として、結果についての異議は認めない。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は文書で通知し、結果の公表は二宮町ホームページで行う。

7. 契約について

町は優先交渉者を決定し、交渉において土地賃貸借契約を締結する。

8. 担当窓口

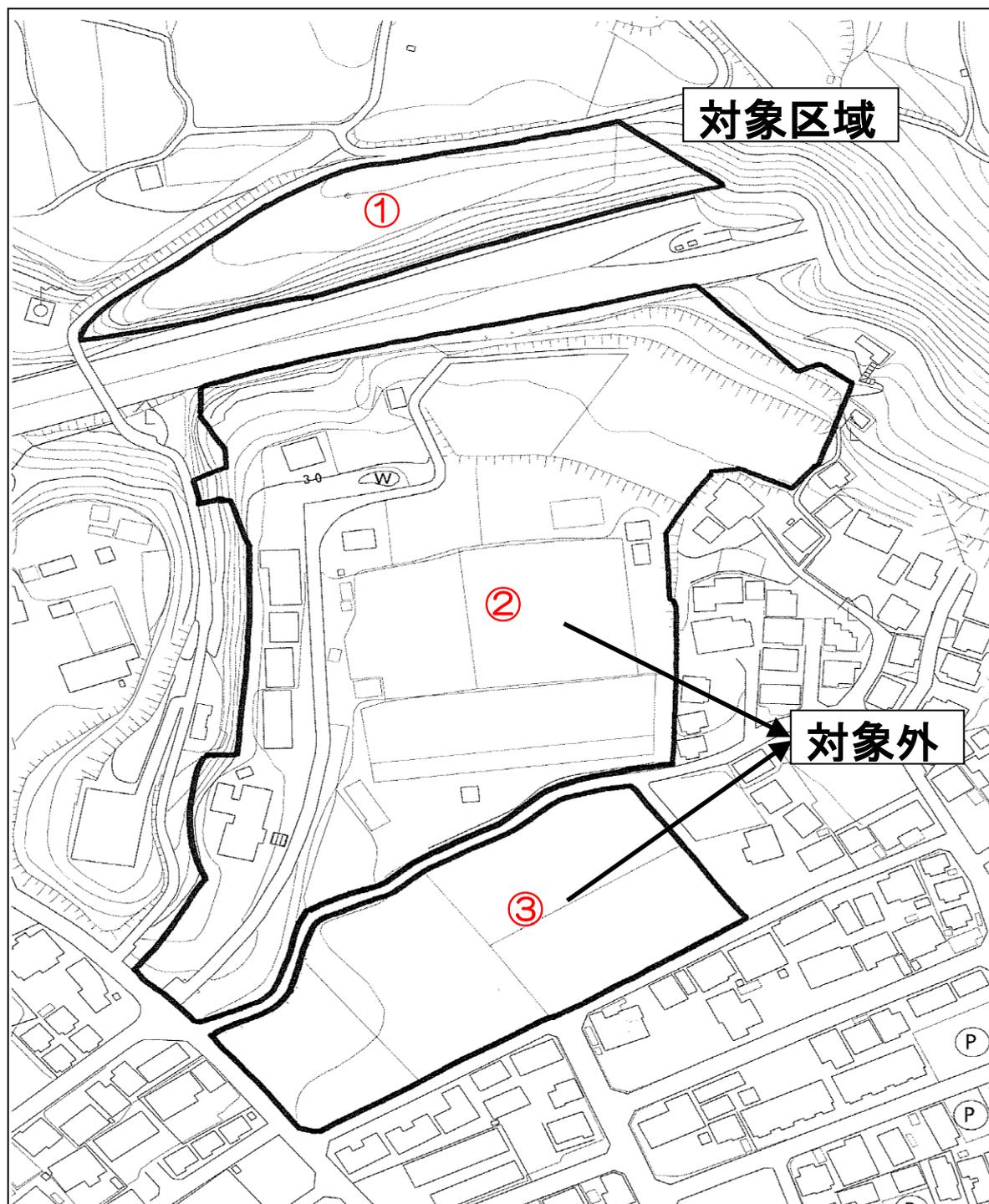
二宮町政策部企画政策課企画調整班

〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961 番地

電話 0463-71-3311 内線 357 FAX 0463-73-0134

E-mail : kikaku@town.ninomiya.kanagawa.jp

【 東京大学果樹園跡地の概要 】



- 所在地 中郡二宮町中里518番地
- 面積 37,625.21 m²
- (内訳) 上記区域図 ① 4,298.67 m² 【対象区域】
- " ② 24,861.09 m² 【対象外】
- " ③ 8,465.45 m² 【対象外】
- 地目 学校用地 (現況地目 畑)
- 都市計画 市街化調整区域